

有料職業紹介 返戻金制度について

弊社第6条において以下のように定めております。

(候補者の契約期間満了前の退職に伴う取扱い) 乙が甲に対して紹介した候補者が、甲に採用された後、入社後3か月以内に、同候補者本人の一身上の都合によって退職した場合、甲は、同退職日から2週間以内に、当該事実を乙に対して連絡する。

2 前項の場合、乙は、前条(1)号に基づいて甲から受領した、当該候補者についての紹介手数料のうちの50パーセント相当額を、甲に対して返還するものとする。

3 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対し、一切、損害賠償責任を負担しないものとする。

東京都中央区銀座1丁目20番14号

銀座NKビル6階

株式会社アクティブワーク

代表取締役 石橋 信子